

# 議会改革特別委員会会議録

[平成22年 4月21日開催]

南あわじ市議会

# 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 22 年 4 月 21 日  
午後 1 時 30 分 開会  
午後 4 時 2 分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## 1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（6名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	谷 口 博 文
委 員	阿 部 計 一
委 員	森 上 祐 治
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	川 上 命

### 欠席委員（1名）

委 員	砂 田 杲 洋
-----	---------

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	渕 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

## Ⅱ. 会議に付した事件

1. 養父市視察研修結果について .....	3
2. 政務調査費収支報告等のホームページ、議会だより掲載様式（案）について.....	6
3. 議員協議会への報告結果について.....	11
4. 重点検討項目について.....	19
4. その他.....	40

## Ⅲ. 会議録

# 議会改革特別委員会

平成22年 4月21日(水)

(開会 午後 1時30分)

(閉会 午後 4時 2分)

○原口育大委員長 失礼します。

それでは第4回の議会改革特別委員会を開催をさせていただきます。

本日の協議事項についてはお手元にお配りしました次第にありますけれども、まず先日実施しました養父市議会のほうへの視察研修結果についても報告と検討。

二番目に政務調査費収支報告書等のホームページ、議会だより掲載様式案についての検討。

三番目に議員協議会への報告結果について、そこで出されました意見についての検討を行いまして、四番目に重点検討項目についてということで、通年議会、執行部の反問権の保障、議員間の自由討議、議場へのパソコンの持込み等について協議をしたいというふうに思っております。

それではまず、協議に入る前にですね、現在、改革特別委員会のほう、条例での定数9に対しまして3名の欠員になっております。このことにつきまして、先日4月16日の議運において協議をいただきました。その結果について議運の委員長のほうから報告をお願いしたいと思います。

森上委員。

○森上祐治委員 委員長のほうから、これまでの経過について簡単にご説明いただきました。

9名の定数のなかで過去3回の委員会は欠員2名というなかたちで、砂田委員もずっと欠席というかたちで来ておったんですけども、この前の議会運営委員会で、議長が再三、市民連合の北村代表等に話されて、説得をされて来られたんですけども、この前の議会運営委員会で、最終的にどうするべきかということをお委員で相談をいたしました。

議長のほうからも市民連合・無所属クラブの見解等について報告いただくなかでですね、委員会としては当然だということで、市民連合の印部委員のほうからも、「これは委員会に決定をゆだねる。どういうかたちになろうとですね、ゆだねます。」というようなご発言をいただいたなかで、それではどうするかということをお審議した結果ですね、やはり9名の枠は当初12月議会で市民に大々的に発表しておることなので、やはり9名の線は貫いていきたいということで、そうであるならば、現在欠員になっている3名、当初名簿にあがってたんですけども、途中で辞退された委員さんが2名いらっしゃいますが、その方々もやはり固辞されているというようなことですね、補充をするという結論に至りました。

補充の仕方についてはですね、これは各会派で自由に応募して出していただくと。制約を設けない。3名欠員になっていて、4名以上になったらまた話し合いなりしていただくというようなかたちになっております。従いまして現在、公募中であると思うんですけども、議会閉会中ですので、また希望者が出てきたら議長のほうに申し出ていただいて、議長が指名するというかたちになるだろうというようなことをこの前の議運でも話をしておりましたので、以上、簡単ですが報告させていただきます。

○原口育大委員長      ありがとうございます。

ただ今、議運委員長のほうから欠員3名についての補充について説明がありましたので、そのようにさせていただきたいと思えます。

閉会中ということで議長の指名で、次回の委員会から出席をお願いしたいというふうに思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは次第に入りまして、まず養父市議会の視察研修結果につきましてを議題としたいと思います。

まずこれにつきましては、先の全協のなかで報告をさせていただきました、改革委員会の決定事項としまして、資料の体系表でいきますと1-3-1というふうになるんですけども、行政視察報告書の提出につきまして、委員会等の行政視察があった場合は報告を出すということを3月の議会で確認をいたしましたので、その様式に沿って作成いたしましたものを本日ちょっと検討いただきまして、議長に提出したいと思えます。

資料の中には次第の次に様式に従いまして委員長の方で作成した報告書をつけておりますので、お目通しいただきながらですね、先日の研修の感想なり、ご意見なりをいただきたいというふうに思えます。

私の作成しました報告書の中でいきますと、視察の目的につきましては、養父市の議会基本条例調査特別委員会の運営手法、制定の経緯と検討経過。また、策定前の市民への報告会、意見交換会をもたれておりましたので、そういったこと。また反問権、自治法第96条第2項にあります、議決事項の追加、執行部との意見調整などについて調査するという目的で行ってまいりました。

私のまったく個人的な考察ですけれども、特別委員会設置からわずか1年で基本条例を作ることが可能であったのは、背景として地方分権の推進によって中央依存型からの脱却が求められるとともに、市民の願いや期待に応え、市民に信頼され、存在感のある議会を目指すとした議会の強い意志であるというふうに感じました。

また平成20年11月の議会改選をはさんで議会改革への機運が高まり、定数4減の改選後には改革への取り組みが加速したように感じました。

また議会基本条例の下地として、「養父市まちづくり条例」を作ったという実績もあったのかなと思えます。

こういった流れは南あわじ市議会もちょうど前期の特別委員会協議結果を現在引き継いでおりますけれども、その間に定数8名減の選挙がありまして、現時点でちょうど養父市は我が市の約1年先を行っているのかなというふうに感じまして、参考になりました。

また策定過程で市民団体との意見交換会、あるいはパブリックコメントの募集、京丹後市と伊賀市への調査、長浜秀次郎氏（兵庫県町議会議長会事務局長）、それと江藤俊昭氏（山梨学院大学教授）、大同衛氏（京丹後市議会議長）、それらの方々の知見を随時活用しておられました。これらもちょうど南あわじ市が今まで参考にさせていただいた団体でもありますので、共通点が多いのかなというふうに感じました。

これは私の個人的な感想を書かせてもらいましたけれども、そのへん含めましてご意見、こういったことも足すとかいうことありましたら、感想なり述べていただけたらと思いますが、いかがですか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　この議会改革特別委員会が始まった基本として、「養父市まちづくり基本条例」というのがあったかと思うんですね。そこに「議会の責務」ということを明確に書いてあったと思うんです。

そういうものがあって議会改革の基本条例制定に向かうと。こういう責務を果たそうやないかということだったかと思うんですが、そういう点はもう少し強調されてもいいのかなと思うんですね。

「市民に信頼され、存在感のある」というこの「存在感」とは何かということを若干質問させていただいたんですが、議案に対してでも、これを修正をさせたり訂正をさせたりするということができるし、それを実際やってきたと。そういった面が議会の「存在感」であるというようなお話であったかに思うんですが、そういう点で言えばこの養父市の「まちづくり基本条例」。これの「議会の責務」第9条の上の部分は入っていると思うんですが、「反映されるように活動しなければならない」と。以降の「市政運営が適正に行われるように調査、監督する」んだというような、あるいは議会が「市民に説明する責任がある」んだというような、こういう中身がやっぱり大事かなと。その点が少し抜けているのかなというふうに思うんですが。

その点も少し入れていただいたほうが、やはり「議会の役割」というのが鮮明になってくるし、今後、私たちの議会でどういう柱、どういう方向性を持つかっていうことがより明確になるのではないかな。視察の目的もより達成されるのではないかな。というような思いがいたします。

○原口育大委員長　向こうでいただいた資料の解説なんかを見ながら、向こうで意見交換したこととかを踏まえて作成したんですけれども、確かにその前段にあった「まちづく

り条例」についても今言われたようなことがあったと思いますので、そういうことももう少し追加したいと思います。

他に養父市に行かれて。

森上委員。

○森上祐治委員　　今の蛭子委員に関連するんですけども、あの研修会が終わってから帰る前に議会基本条例の委員長、水野委員長さんとね、タバコ吸いながらしばらく話をしたんですよ。

そのときに、彼は50歳って言ってましたわ。議員の中で一番年が若いんです。彼はもともと、その土地の人間と違うんです。関東かどこかの陶芸家らしいです。

こっちへ来て生活しだして議員になったんですというようなことで、話をしばらくするなかで、私、うらやましいなと思ったのは、彼は一番若手の議員でこういう重要な議会改革、それから基本条例の制定に向けて中心に動かして行っておると。支えて行っておると。というような議会の議員仲間の前向きな結束力ですよ。そのへんが非常に議会として大事やな。やっぱり今以上に議会が前向いて進んでいくというようなことで、今言われた議会の「存在感」というようなことと絡んでくるんやけど。

皆ご承知のように議会改革の委員会も、どういう経緯があろうともですね、当初決めた9名が欠員になってると。当初名前連ねてて辞退された方が、我々から見たら尊敬すべき先輩の議長さん方であるというようなことで、我々若い者が、一年生議員とか二年生議員に不備があってもですね、指導していただくと。間違いがあればね。

そういう姿勢で今後、臨んでいただきたいと思いますし、養父市の話聞いてたら、議員同士の倫理というかね、議員倫理というか、「党派もあるんでしょ、その辺の関係どうなってるんですか。共産党議員さんもおられますわな。」と言ったら、「うん、わしも共産党議と一緒に議案出したこともありますし。」といったことで、お互いね、市民にとって前向きなといった観点からお互い自由に議論をして進んで行きよるなということを感じました。これは学ぶべき点やなと思います。

○原口育大委員長　　議員間の討議であったり、そういったことも盛り込まれておりましたので、とりあえず報告書につきましては、今言われたなかでは直接書くのはなかったかと思うんですけど、後の議論のなかで参考にさせていただきたいなというふうに思います。

あと気づいたこと、別にないですか。

なければ委員会としての報告につきましては、若干、今出ました意見を加えまして報告をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

二点目ですけども、3月の全員協議会で委員会報告をさせていただいたんですけども、決定事項のなかで「政務調査費収支報告」のホームページ、議会だよりへの掲載につ

いて前期検討委員会で決定しておったことを確認をいたしました。

そのなかで、4月16日の議運だと思うんですが、どの程度詳しく掲載するかということについて、きっちりと様式を示してから必要な条例改正等の手続きを踏めばいいというふうなご意見が議運のほうで出ましたので、その掲載様式について案を作ってくださいました。これについて検討いただいて、この案でよければ6月のなかで必要なことをしていきたいというふうに思ってます。事務局で作成いただいた案につきましては、その次の資料になるわけですが、「政務調査費収支報告」と「収支状況一覧表」の2枚を作ってくださいいております。

資料について若干説明いただけますか。

議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美）           そしたら政務調査費の「収支報告（案）」と「収支状況一覧表（案）」について説明をいたします。

まず政務調査費の「収支報告書」ですが、これは会派ごとの収支報告書の様式案となっております。収入と支出について各項目ごとの決算額と、摘要という部分に書くべきことがありましたら記入していただくというような様式になっております。

それからもう一枚目の「政務調査費収支状況一覧表（案）」ですが、これは全会派の交付額と執行額、各項目ごとの執行額と残額を一覧表に記載するような様式になっております。これについてはホームページと議会だよりに掲載するというので、こういうふうな一覧表を作成しております。

先に説明しました会派ごとの「収支報告書」につきましては、これは議会のホームページのほうに掲載をいたします。議会だよりのほうにはこちらの会派ごとの分は報告はしないということで、この前期の委員会のなかで決定をしております。

以上です。

○原口育大委員長           今、説明がありました。こういった様式でよければ、この様式に沿って報告をしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

森上委員。

○森上祐治委員           今の、ちょっと確認させていただきたいんですが、議会だよりで来年度から出すというのは、たぶん5月1日付のやつに前年度のやつやね。

議会だよりでは、こっちの一覧表だけ出すということやな。

○原口育大委員長           議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美）            そうです。

前に決定している内容は、議会だよりに掲載するのは各会派全部が載った一覧表を議会だよりに掲載して、「各会派ごとの詳細な部分についてはホームページに掲載しておりますので、ご覧ください」というふうな記載をするというようなことで話をしております。

○原口育大委員長            他にないですか、様式につきまして。

これも1円以上の領収書も含めて提出をしております。それについて閲覧等は事務局のほうへ来ていただいでできるということになってます。

ただ今回決まったことで、議会だよりとホームページには今の一覧表、ホームページには会派ごとの収支報告の鏡の部分といいますか、大きな項目については載せるということでもあります。

それに際して条例改正が必要な部分というのが一部あるんです。その部分について、今急がないということだったんで、これについては22年度分を23年度の頭に報告するということになってますので、時間的にはかなりまだ余裕が、6月議会、9月議会、12月議会、3月議会まであるわけですけれども、うちの改革委員会としては固まったものについては一步一步、少しずつ、ひとつずつ固めていきたいというふうに思ってますので、できましたら6月議会でもう一回これを報告して、承認いただいでますけれども、条例改正までやっておきたいというふうに私としては思っております。

谷口委員。

○谷口博文委員            条例改正という必要性等々、私、まだ認識不足で申し訳ないんやけど、この政務調査費の報告書であったりとか、この一覧表、これを議会だよりで掲載するとか、ホームページにこういう収支報告書の詳細な分について市民に対して開示するにあたってですよ、条例改正が必要というのは、どういう条例改正が必要なんですか。

○原口育大委員長            その点、事務局。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男）            前々回の議会運営員会で、政務調査費の関係の条例改正案、出させていただきました。

それで先ほども話があったように、まだ期間があるからもう少し審議していかんかというふうなことで、次回以降またいろいろと検討していただくということになってます。

この条例改正というのは、あくまでも今回、前期からの議会改革特別委員会でこの政務調査費について広く公表していきましようという基本的な考え方が統一されました。それで公表していくということになった場合、今の政務調査費の条例であれば、ひとつの市の

議会の文書については、通常でありますと情報公開の請求に基づいて公開していくということです。

広く公表していきましようということにする場合は、こういった広報なりホームページで部分的な公表と併せて、市民の方が来られたときに閲覧ができる体制を整えておく必要があるというようななかで、そういった条例の改正をしようというようなことにしておいたわけです。そこらへんの部分について、もう少し議論が必要やなということでしたので、次回以降というようなことになってますけど、基本的には市民の方々に閲覧なり、公表していくんやという、基本的な姿勢のなかで出てきた話ということでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 条例制定というか、閲覧等々は当然、公文書というか会議録であったり、当然閲覧というような、ある程度、条例で法整備されておると思うんやけど、この「収支報告」というようなことはよ、条例で別に決めらんでも議員として、会派として当然するべきことやし、決して隠ぺいとか隠すようなことしよるような政務調査費でないと思うんで、あえて条例で公開する、議会だよりに掲載するとかホームページに情報開示するやいうことをよ、あえて条例でそんなことを書かなければならないのかという単純な気持ちなんです。

閲覧するというのは当然公文書やから、会議録にしても市民が来たら、そういう請求に基づいて閲覧させよると思うんやけど。これに対して、あえて条例で縛りかけるほどの案件なんかどうかということだけ、再度お願いします。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 条例で「縛りかける」というか、逆に「縛りをなくする」と。今までやったら情報公開請求があつて、それでのちのち、公開しますよとお知らせして見ていただくと。

期間を決めて準備をする段階が必要ですけど、いちおう作成できたらそれを市民の方に来ていただいたら、申し出があつたら閲覧に供するような体制を整えると。どっちかというたらもう少し、公表に向けて動いたようなかたちにしてます。

それで、あくまでもここで、ホームページなり広報でお知らせすると。この様式についても当然、今までのときと同じように書類を出していただきます。実績報告のなかで。同じようなかたちです。それを様式を統一して閲覧に供する。あるいは公表する。そういった部分で「統一した」というようなことです。

今までもこれは全部出していただいているものです。

○原口育大委員長           そしたらその部分の条例の改廃といいますか、改正点については後日できましたらまた、検討というか見せていただくということによろしいですか。

阿部委員。

○阿部計一委員           これは自治法上、別に条例にしなくても別にどうってことはないんでしょう。ただ、こういう議会改革特別委員会ができて、議員が積極的に情報公開をしていく。今までもやっていますよね。法的な問題は何もないというふうな解釈でいいんでしょう。

○原口育大委員長           議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男）       議会の姿勢というか、そういうスタンスの部分でございます。法的にはどうということはありません。

○原口育大委員長           開示請求とかの手続きを簡便化するというか、備えるための条例改正ということになるんで、義務付けとかいう意味でなしに、市民が利用しやすくするための条例改正というふうに考えてほしいんですね。

谷口委員。

○谷口博文委員           市民が利用しやすいようにしたら、こうして詳細を記載する方がすべてを開示しづらくなってくる。実際「こういう収支のこの様式まで」というふうな文言を書くことによって反対に市民に開示の制限を加えていってるわけですね。

法自体が制限やさかいな。こういう細かいことを書くことによって反対に市民からの開示請求のときに、こういう政務調査費とかいう文言を書いたりとかするということは、書いてないことは開示しなくてもかまわないというような解釈にもとれるさかいな。

法というのはね、縛りを詳細にすればするほど反対に法の規制というか、反対に開示しづらくなるさかいに、僕はこんな些細なことまであえて書かなくても会議録と同じような関係で閲覧を求められたときには、当然こんなにも書類というようなことで、公文書などで、公金をいただいているということは公の金なんで、そのへんは当然どんどんどん開示なり、閲覧さすべきなんやけど、条例で縛れば縛るほど制限が加わるという意味合いで、なんであえて条例を制定しなければならないのかという思いがあっただけですわ。

○原口育大委員長           そしたら今言われていることについても、条例の提案する内容ができてきましたら、また見ていただいて議論いただきたいというふうに思います。

阿部委員。

○阿部計一委員　　今の問題、提案はわかってきたけども、新しい人も入ってくる。だから今まででも情報っていうのは透明化して、一銭も、それこそきれいにしよる。だからそういうことも含めてこの問題、条例化する、しないについては慎重にやるべきやと思います。

○原口育大委員長　　あと議長交際費と市長交際費。議長交際費については市のホームページで公開するというを確認しました。

それと市長交際費の絡みも出てくるということでもありますけれども、それについては22年度に入ってから実施するというので、もうすでに入ったわけですけど、そこらへんの進捗状況についていいですか。

議会事務局長。

○議会事務局長（渕本幸男）　　議長交際費については、前の改革特別委員会でも確認して全協でもお諮りいただいたんですけど、この4月からやっていくということです。それで4月分というようなことで5月に入ってから公表していくと。

公表の中身については当然「お香典」、そういった部分が結構あるわけなんですけど、そういった部分については個人名は出さないということが基本です。

それで様式については今、準備中でございます。できましたら議長にも決裁を仰いでやっていきたいというように思っています。

それで市長のほうなんですけど、この部分についても議長のほうでこういったことを予定しておるというような話をさせていただきました。市長のほうも前の本会議の一般質問等のなかでも「前向きに」というようなこともあったと思うんですけど、それを受けて議長の公表と合わせていこかというような考え方のようです。様式についてもできるだけ合わせていこかというようなことで今、作業を進めているところです。

ということで5月に入ってから公表していくというようなことでございます。

○原口育大委員長　　ありがとうございます。

それでは3番目の3月18日に議員協議会で出ました意見について検討したいと思えます。全員協議会で出された意見を再確認したいんですが、どういったことが出されたかいうのを事務局でもう一度復唱願えますか。

阿部委員。

○阿部計一委員　　議長交際費について。

今の議長からもいろいろお話聞くし、私も旧町時代は経験があって、まさに民間から見

ると「交際費」というとね、何か変な感覚で取られる方が多いんです。現実には今の議長や歴代見てましてもね、まさに公務的なもの以外は一切使ってない。ですからやはり「交際費」と載せる以上はイメージが悪いと思う。実際使っていないのに「交際費」なんていうのは当然、議長として名前を出さんと葬祭ですわね、出すのは。それは当然行って要るもんやから。ですから「交際費」やいうのはいらんの違うかなと思う。旧町時代は確かにそういう市民に誤解されるようなことを堂々とやっておりました。経費もなかったからそういうふうになったんやけど。今、現実には「交際費」ということはね、議会のイメージからして悪く取られる可能性があるんで、そのへんも委員長、一回また、全員揃ったら検討してほしいなと思います。

○原口育大委員長　　言葉として「交際費」という言葉が若干、企業の「交際費」的なイメージがあるんですが、今、各市のホームページを見たりしてましたら公表するというところで、公表のときに「交際費」についての説明もしっかりと併記して、内容について項目別に毎月見れるような形にしております。それが大半だと思いますので、今言う「交際費」という言葉についての誤解を招かないという説明を加えたうえで、公表すべきかなというふうに思ってます。

森上委員。

○森上祐治委員　　その件で今、阿部委員おっしゃっていたことは、私もそのとおりやと思うんですよ。「交際する」というのは普通、日常的にはだいたい「飲み食い」というね、接待費的な印象がありますよね。

今、全国でホームページ云々ってあったんですが、まず事務局長にお聞きしたいんやけども、この「交際費」というのは、地方自治法であるとか、何か政治、行政の分野で公的な言葉、昔からどこでもありますわね。例えば学校現場でも「校長交際費」とかね、若干なりとも「交際費」という言葉があるんですが、それが法的な縛りがあるんかどうかということと、全国的に、今、ホームページ云々でそういう趣旨からして誤解を招かないようにもっと新しい、良い言葉を作ろうやないかと、というような動きをされている市とかあるんかどうかの情報があったら教えてほしいんですが。

○原口育大委員長　　議会事務局長。

○議会事務局長（渕本幸男）　　この「交際費」というのは予算の中で出てくる地方自治法の規則別表で「交際費」という項目が出てきます。それを名称変更してというのは確認はできてないんですけど、そこで標準的な節の名称として「交際費」というのがあります。

「交際費」には、議長、市長、それぞれの行政委員会の長の「交際費」というようなこ

とがあるわけですが、先ほどもいろいろ出ておったように、議会の場合は「議長交際費」ということなんですけど、実質「議長交際費」といっても「議会の交際費」というのに等しいような支給基準を設けてますので、相当制約された「交際費」ということで、市民の方々が一般的にいう「交際費」とかなり違うのかなという思いはあります。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 そのとおりかと思うんですよ。

今、さっきも阿部委員が言ったように昔のね、我々若いころに聞いておる「議長交際費」とか「市長交際費」。議長も一杯やったら「議長の決裁でつけとけ」というようなこと、よく聞きました。そういう実態があって市民もそのへん受け止めているわけですよ。誤解があるわけよ。

私も議員になって、さっきから言ってるように、今の各年度の議長さんの動き見ておったらね、飲み食いに一切使ってないし、使えないような仕組みになっておるしね、市民とかなり見方が違うなど。違うんだったらいろんな形で、議会とか市長に対する動きに対してね、晩、ただ酒飲んでるん違うかとか、ただでメシ食いよるん違うかというような印象を持たれておることは事実なんですわ。だからそのへん払拭するためにも何か努力しないとイケないわな。

○原口育大委員長 そしたら支給基準とかを明確にして、以前のような、そういうイメージを払拭するような形での公開になるように取り組みたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは議員協議会で出ました意見について、検討委員会に加えるかどうかということを検討したいと思いますので、議員協議会で出ました意見について事務局のほうからもう一回紹介していただきたいと。

議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 3月18日に行われました議会改革の検討結果の仕分けの報告のときに議員さん方から出た、新しく検討項目に加えてほしいという意見が2点出ております。

その一つは住民投票について検討をお願いしたいということ。それともう一点は議会事務局の外部委託についてという項目を追加して検討してほしいというふうな意見が出ております。

今日、この二点をあげさせていただいております。

○原口育大委員長　　それでは、あと何点かあったと思うんですが、大きな二点だと思いますので、その二点を改革委員会のほうで取り上げていくかどうかについて協議したいと思います。

まずそしたら、「住民投票について」ということにつきまして提案がありました。私のほうからはそのときに住民投票法案というのが2000年に民主党から提出されて、そのまま廃案になった経緯があります。それを今回、政府が再度今、検討しておるということで、次の国会ぐらいに出てくるのかなあというふうなことを思っています。

そういった国会の審議を見ながら、国の法律に基づいたルールがもし必要だったら作成して取り入れたら良いん違うかなというふうなことで協議会の場ではお答えをさせていただいたと思いますが、私見ですけども、そういうふうに思っております。

住民投票について今後どういうふうに改革のなかで検討するか、しないかということについて協議したいと思います。いかがですか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　養父でも議会改革の議会基本条例の中でうたっているわけですが、これは地方自治法上の規定を述べているに過ぎないというか、そういうようなものだと思うんですね。地方自治法上の住民投票というのも規定されているわけですから、これはだいたい地方自治法上に規定されていることをまとめて書いているのを議会基本条例というふうに理解したわけですけども、その内容は現状であると。

ただ、国会で議論されているというのは、住民投票による結果をどう受け止めるのか、それによってどう変わるのかというところが議論になっているのではないかとということだと思うんですね。

ここでは結論を出すということではなくて、住民投票というのはどういう性格のものであるのかとか、あるいは国会で今、何が議論されているのかということをお学ばさず、住民投票というものの骨格というものが浮かび上がってくるのではないかと思いうんですけども。

検討課題としてあげて、議論をしていくということが大事ではないのかなというふう思うんですけども。

○原口育大委員長　　普天間でも問題になってますし、仮に住民投票をやった結果について行政にどういうインパクトを与えるんかという部分がいちばん大きな課題かなというふうに思っています。

そこらへん、国の段階でも賛否があるみたいなんで、そういう流れも見ながら自治法の改正と併せてこういったものも触られてくるのであれば基本条例の中に入れるか、入れないかとかも含めて、今から様子見ながら協議していく課題かなと。

今すぐ結論は出せないというふうに思うので、私自身は取り上げる余地は残しておかなければいけないと思うんで、体系表の中のどこかに入れておくべきかなというふうに思っております。

谷口委員。

○谷口博文委員 「住民投票」ってどういう意図で議会改革のところに入れてくるかというのは私には理解しがたいんですけど、先ほど言っていたみたいに上位法というかよ、自治法でされとるやつをあえて条例のところへ同じような文言を入れるというのはおかしい話であってよ、別段よ、議会改革のところへあえて入れなくても、上位法の自治法のところですっかりと条文化されとるもんを条例のほうへおろしてくる必要は法的解釈してもまったくおかしい話やと思いますわ。

○原口育大委員長 それを言ってしまうと全部、上位法があつてのことになるんで、それを記載する、しない言うのは協議してからの話なんで、改革のひとつの課題としては「民意を聴く」という部分では検討しないといけないと思いますんで、検討課題にはあげさせていただいて、最終的な部分は協議の結果、決めていくということによろしいですか。

そしたらもう一点ありました、「事務局の外部委託」についてですが、これについてもそのとき、自治法改正のなかでそういうものの共同設置というのが可能になりそうな、これは今提案されておりますので、あります。

ただ私の私見としては、議会事務局というのは共同設置には難しいの違うかなというふうに、私は思っております。そこらへんで、これを改革の課題にあげる必要があるかどうか、私自身は「事務局の共同設置」という部分については必要あるように思うんですが、「議会事務局の共同設置」という部分については必要ないような気がしてます。

いかがでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 趣旨というのが、もうひとつ不明確な部分もあると思うんですけども、「議会事務局」というのが議長が任命権者であつて、執行部とは一定距離をおいた独立的性格をおびた機構組織であるということから始まっている話かなと思うんですね。

ただ人事権というのは基本的には市長にあるということなんで、その両者のきつ抗というのか、議会と市長とのきつ抗関係に属する話であるかなと思うんですね。

この「外部委託」というのはそういう部分を違う角度から切り込んだ提案というのか、テーマであると思うんですね。一気に「外部委託」ということではなくて、そもそも議会事務局のあり方、あるいは議会事務局の機能、執行部と議会との関係性、そういうことを議論していくという課題のなかから「議会事務局の問題」というのを見ていくということ

が大事ではないかなと思うんです。

ですから一気に「議会事務局の外部委託」というよりは、やはり「議会事務局」の本来の任務、責務と現状とね、課題ということについて議論するという、もう少し枠の広い議論をしたほうがいいのではないのかなという思いがしておりますが、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 「議会事務局」のことについては議題としてあがっておったと思うので、単に「外部委託」という部分について追加すべきかどうかということについては、私は必要ないん違うかなというふうに思っています。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この「議会の基本的事項」ということで7番の「議会事務局」に出てると思うんですよ。ここでいえば「議会事務局の調査・法制機能の充実強化」でしょ。「議事録の要点筆記・配布」でしょ。「議会図書の実質及び開かれた図書室」ですよ。ここは切り口が違うと思うんですよ。この問題意識がね。

僕がさっき言いましたように、任命権と人事権との関係性ですね。それから本来、議会事務局が持っている権能なり責務、役割、それと現状はどうなのかというようなあたりを議論してほしいと。一気にそこで結論として、これを出してこられた方は「外部委託」というのがひとつの切り口やということではなかったかと思うんです。

ですからこの「議会事務局の基本的事項」の検討区分のなかに1, 2, 3とあるわけですけども、このいちばん全体としての話というのが大事でないかと。それがありませんのでね、だからそれをもう少し、よりわかる議論のテーマ化をすることで対応したらどうかということをおっしゃるわけですが。

○原口育大委員長 体系表のなかで、3の「議会の基本的事項」の7の「議会事務局」。そのなかで今の1, 2, 3については前回3月18日確認をさせていただいたと。あとそこへ今、蛭子委員が言ったようなことも加えるべきだと。「外部委託」というのは別問題やということですね。

森上委員。

○森上祐治委員 事務局に質問したいんですが、今の「外部委託」の問題でね、例えば国会の事務局の職員、都道府県議会の議会事務局の職員というのは身分はどんな人になっておるんですかね。大体、国家公務員か地方公務員と違うんかいな。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 国会の場合は国家公務員でしょうし、県の場合は地方公務員、県の職員であるかと思います。現状としては。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今まで「外部委託」ということも大きな流れのなかでは課題にはなろうと思うんですけども、現実問題として、我々議会として、南あわじ市議会の有りよう、事務局の有りようということを考えよったら、やはりここに書いてあるようなね、もう少し具体的な、現実から一步、半歩前進するような観点での当面の議論が必要であるし、それだけでなしに、将来的な展望といっても、ちょっと「外部委託」というのは今ね、議会改革の動きのなかに出てきておるのかもわからないけども、やはり国や県の、他の市町の動きを見ておってもですね、それなりの理由が、背景があるんだろうと思うのでそのへんをうまく議論してくれたらと思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 「外部委託」。これをこのとおりに解釈したらとんでもないことを言ってるなあと思うんですけども、今の民主党政権の官僚を阻害するというようなことを言ってるけどね、現実見ておったら、できる人はきっちりと官僚であっても政治家がそういう方を利用してうまいこといってると思うし、我々レベルの市の議会事務局を「外部委託」なんてとんでもないことやと思いますわね。長い歴史のなかから。

それと皆さんどう思ってるのかしらないけれども、我々も二代表制の、4年に1回の、厳しい選挙を経て当選してきてるんですわね。ですから威張ることはないけども、自分自身は厳しい選挙をやって勝ってきておるんだという自覚を持って、私はずっと活動してます。ですから何もかも住民の意見でいじりまわすことはいかがなものかなと、自分自身、議員自身の権威を失墜させるようなことにもなりかねないのではないかと。そのへんを考えたなかで何事も進めていかないとね。我々、4年に1回選良という形のなかで住民の代表でやっていってるんだから、皆さんわかっていると思うけども、なかにはそういうことがごちゃ混ぜになってるようなことも聞かれるんで、自分としてはそんなふうに思ってますので、ひとつよろしく願いしたいなあと思います。

○原口育大委員長 「外部委託」というのと「共同設置」というのがごちゃごちゃになってしまったような気がしたんです。

職員を議会が単独で雇うとかいう部分もあると思いますし、今、市長部局から派遣してもらっているような形にもなってます。そこらへん、現行のなかで議会の事務局の能力を

どうやってアップするかということは、重々考えていかなければならない課題かなというふうに思いますので、ぜひ課題のなかに取り込むべきかなと思います。

ただ「共同設置」という意味だったのではないかなと私は思ったのですが、それであれば問題は難しいなというふうに思って、必要ないという言い方をしましたので、そういう認識でいます。

または監査委員とかですね、ほかにも消費生活センターであったり、保健福祉部門であったり、税務部門であったりの事務局の共同設置というのが、自治法改正のなかにあがってますので、そういうものはもしかしたら専門性を高めるという意味では「共同設置」になじむのかなと思ったりもしてますので、そこらへんも、今あがっている自治法の改正案なので通ったらまた、検討しないといけないのかなというふうな余地は残すべきかなというふうに思ってます。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　確認なんですけども、委員長の「能力アップ」というような表現だったわけですが、議会事務局の役割なり、現状なり、こだわって申し訳ないんですが、「市長に人事権があるけれども議長に任命権がある」という、この関係性ですね。このところは掘り下げておく必要があるのではないかということと、「二元代表」ということが出たわけですが、執行部と議会とのきつ抗のなかでの事務局の役割ということについて検討議論するというところで理解していいでしょうか。

○原口育大委員長　いちおう3月に確認したのは、「議会事務局の調査・法制機能の充実強化」とかということについては、さらっと確認をしてます。だから今言われたようなことを、これだけじゃちょっと足りないような気がするんで、ただ実際に運用できるかどうかは別として、そういう文言とかも、もし今後ですね、理念としてうたっていないといけないのかなというふうには思うので、引き続き検討するような課題のなかで取り上げておいてはどうかというふうに思います。

谷口委員。

○谷口博文委員　私自身も事務的なお手伝いしていただく人はいるわけなんですけども、議員報酬くらいで政策秘書雇うぐらいの議員活動できないんやけどよ、私自身、個人的な見解としては、事務局は充実していただいて、一部議員の方々が事務局の職員は多いいうようなご意見もあったかと思うんやけど、私自身は反対に事務局の職員は増していただいて、我々、議員活動がしやすいような、政策というか、事務的なお手伝いしてもらう人はいるんやけど、やっぱり踏み込んでいろいろと勉強するときに、前回から言っているように、この図書の機能であったりとか、事務局のほうへ「これはどこへ行って話を聞いてきた

らいいのか」とかいろいろなアドバイスも受けよるような状況にあつてよ、私自身は事務局の外部委託とかいうのでなしに、反対にもっと政策とか、すべてに精通したような職員を配置していただきたいというような思いがあります。

○原口育大委員長 他に。  
森上委員。

○森上祐治委員 基本的に谷口委員のおっしゃった、議論をすることは自由なんです、  
「外部委託」云々ということについては全国的にどれだけ動きがあるのか定かでないし、  
南あわじ市としてどれだけの必然性が出てきた意見かと、議論かということもあるのでね、  
今出ているように、当面、事務局一生懸命やっていただいておりますが、それに  
プラスしてさらに充実できるような観点です、我々議員活動しやすいようにね、そ  
ういう観点での検討ということにすべきやと思うんです。議論したらやっぱり、ある程度  
の結論を出してやね、ちょっと前へ進めるようなことであらいたいと思うんですけども、これ  
はちょっとレベル高すぎるような問題やという気がします。

○原口育大委員長 そうしましたら、今の二点についてはいろいろ意見出ましたけど、  
そういう方向で行きたいなと思います。

あとは「反問権」とか「議員間討議」「パソコンの持ち込み」というのも出ましたけども、  
それについては次の項目であげておりますので、そこで協議したいと思います。

暫時休憩します。45分より再開したいと思います。

(休憩 午後 2時33分)

(再開 午後 2時45分)

○原口育大委員長 再開します。

それでは「重点検討項目について」ということで、これについては議会改革体系表の上  
から順番にやっていきたいということで、今日は「議会運営」のなかの「本会議の運営」、  
そのなかの「通年議会」「執行部の反問権の保障」「議員間の自由討議」「議場へのパソ  
コンの持ち込みについて」という4項目をあげております。

まず「通年議会」のことについて検討したいと思います、資料としては白老町の通年  
議会の実施要綱とイメージ図をつけていただいております。それと関連して「専決処分」  
というのがいちばんの問題だと思いますので、「専決処分」についても議員必携からの抜  
粋の資料を入れていただいておりますので、そのへんを参考に議論をしたいと思ひます。

まず「通年議会」ということについてご存知だとは思いますが、簡単な説明について「通年議会とはこういうものだ」というのを簡単に事務局のほうでおさらいをお願いしたいんですけども。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 前期の議会改革特別委員会のなかで、ちょうどその時期、北海道の白老町が「通年議会」をやっておるというような情報が入りました。そんな関係で、このことについていろいろと調査していかんかと一項目あがった経緯があります。

「通年議会」というようなことで本来、本会議については年4回というような定例会の条例があります。それで南あわじ市の場合は4回というようななかで、その4回も慣例的に3月、6月、9月、12月というようなことで招集され、開会されております。これが全国、国は通常国会とか別ですけど、地方の場合は、県にしても市町村にしてもそういった運用がなされておるのがほとんどでございます。

ただこういった「通年議会」というような部分についてはいつでも会を招集できる、あるいは招集については市長ということになりますので、ただ会期については議会で決めるというようなことでございます。この事例ですと、いっぺん1月に市長が招集をしておけば、議会のほうは1年間会期をもつというようなことでございます。そういうことをすることによって、先ほどちょっとふれたんですけど、本会議の開催をその都度招集しなくても開会できるというようなことです。

ただ白老町にしてもいちおう「通年議会」ということで招集は1回でございますが、やはり本会議は3月、6月、9月、12月、そういう時期に集中的に本会議を再開するというようなことでございます。1年間通してということですが、実態は節目節目は4回に分けて重点的に再開をしていくというようなのが基本でございます。

これによって先ほど出ました「専決処分」というのが当然なくなってくると。専決処分事項が発生すれば再開するというようなことになります。当然、臨時議会というものもなくなってきます。

全国的には白老町がきっかけとなって、これもひとつの試行的な考え方です。それであると、蔵王町、それと議会改革特別委員会で前期、視察に行ってきてますけど、三重県でも年2回、議会を開くということで、年2回なんですけど、1回を長くとります。国のように、通常国会のように150日というか長くとってというようなことです。それで視察に行っていていろいろと意見交換したなかで、当然執行部のほうもいつ議会が開かれるかわからないと。緊張感をもって対応すると。ただ「明日開くから」というようないろんな行事を変更しなくてはいけないというようなことも出てきますんです。そこらへんは調整をしながら進めていくというようなことのようにあつたかと思えます。

「通常議会」というようなことについては、説明充分でないかもわかりませんが、そ

ういうような状況です。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も『地方議会のあり方』というような本を読んでいたら「通年議会」というような方向性というか、ここに書いてあるように定例会はだいたい4回くらいの実施でやっておいて、要は執行部の暴走というか、専決処分をなくすというか、議会の承認を得るような事案が出たときには、いつでも議会が再開できるような、という認識でおるんやけど、それは今の地方議会のあり方については、私自身はそういう方向性に今後、地方の議会もこういうような「通年議会」的な手法で取り組んでいって、地域地域に合ったような状況で、要は専決をなくすというのがいちばんの目的やと思うんで、そのへんは今の流れからすれば、そういう方向性にいずれこの南あわじ市も行かざるを得んのかなというような思いがあります。

まだまだかなり勉強もしなければならんやと思うけど、私自身としてもいずれはこういうような通年議会のような地方議会になっていくのではないかという思いはあります。

○原口育大委員長 資料のなかでA3の横の資料ですか。「現状」というところで今、局長のほうからも説明があったのですが、平成18年、19年、20年、21年の年ごとの専決処分の件数と臨時会の招集数というような資料も出ております。こういったことも参考にさせていただきたいと思ひますし、「該当規定等」のところで自治法の101条の2項で「議長は、議会運営委員の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。」ということで、議長の臨時会の招集請求権というものが平成18年の自治法改正で追加されたということもありますので、今、白老町以降、どの程度「通年議会」というのが波及しておるのかなあというところも調べなければいけないと思うんですが、感覚的にはあまり広がってないというふうな印象を持っています。

ということはメリット、デメリット、必要性という部分で、通年にする必要はあまりないのかなと。ただ、こういった議長の招集権とかがあるわけですから、開こうと思えば1日前でも3日前でも開けるというふうなことでもあるので、あえて通年ということにしないでいいのかなというふうな、個人的な意見は持っています。そこらへん議論いただけたらと思います。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 2008年11月10日の多摩市議会議員、武内好恵さんのホームページから引用してきたんですけども、白老町の件ですが、「定例の議会は今まで通り

年4回で一般質問も4回。一般的に通年議会になれば専決処分は減ると考えられるのだが、これまでの運営方法に大きな影響を及ぼさないことを重視し、従前よりも専決処分の事項数を増やすこととなったということには少々驚いた。」と。白老町に行ってきて、2008年ですからだいぶ前のことなんですけども、こういうこともあるんで、通年にしたから専決処分が減ったといわれるかどうかというのもね、これもいっぺん検証してみる必要があるんじゃないかと思うんですが、そこらへんどうですか。白老町のほうでは専決処分の数はまったくなくなっただけでしょうか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） あれ以降というか、前期でいろいろ議論があつて、そのときに白老町の状況を調べたりしたんですけど、それ以降まったく今、しておりません。

ただ1月から12月まで会期をとっておりますので、当然、専決処分の承認というのはなくなつたと。ただ今まで専決処分をしていた事項、そういった部分について議案であがってくると。承認でなしに一般の議案であがってくると。そのあがってくる件数が専決処分の承認よりも多くなつたの違うかというようなことなことだと思ふんです。

それで専決処分の場合、国の法律改正、税条例とか国保税の条例、そんなのが結構、4月1日地方自治法改正されると。国会の動きの関係で。そんなんで専決が結構今まであるわけなんですけども。

それと損害賠償、交通事故の関係。あれが結構あります。そういう部分であるわけなんですけど。結局それが議案が増えたというのがあまり理解ができないんですけれど。

その都度というやつが今までやったら二つを併せて定例会に出すといったことが、いつも開けるんですから、状況が発生したときすぐにやってしまう。1ヵ月たつたときにまたその改正が追加されたと。違う部分で条例が追加されたというようなことで、1件で済むやつが2件になると。そんなことかなあというように思ふんですけど、状況は確認してないんで、確かなことは言えないんですけど。そんな部分で件数が増えたということかなあというふうに思ふます。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちょっとまた事務局にお尋ねしたいんですけども。私も不勉強でよくわからないんですけど。

この「通年議会」ですね。私もさらっと読むことは読んだんですが、端的に言って通年議会のメリットっていうのは一般的に、どのように今の時点で評価されてるんでしょうか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 議会のほうでのメリット、デメリット。執行部のほうのメリット、デメリットっていうのはちょっと違うかなというように思ったりします。

要するに、議会のほうのメリットについては先ほどから言っておった「専決処分」。そういった部分で承認というのでなしに、本案として議会へ上程されるということ。承認でありますと、それを否決したところでそれが出発してしまっているということがありますので、そこらへんが違うのかなというように思います。それがいちばん大きいメリットかなあというように思います。

デメリットというのは当然一年ずっとありますので、あまりデメリットでもないんだと思うんですけど、いつ議会が再開されるかというような部分、そういった部分で議会運営委員会なりの調整が大変であるのかなというように思ったりします。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど委員長が言われたように「通年議会」については、今の状況が私もベストだと思います。

ただ「専決処分」については、我々議会の権限のいちばん肝心なところなんで、これはほんまに十分に検討する余地があると。今までを見ておったら専決ということはすでに議決されておるのやから後でぐだぐだぐだぐだ言うたところではじまらんことなんよな。例えば私も交通事故のことよく言ってたけど、あれだけひどい状況になっても後でゴダ言うだけが関の山でやな、何の解決にもならない。

やっぱりそういうようなことを踏まえて、「専決処分」については我々の権限に属する事項なんで、機能を発揮するようなことをみなさんと充分議論しないといけないのではないかと思います。

以上です。

○原口育大委員長 阿部委員おっしゃったのは通年にしなくても、専決については慎重に考えて、もし必要だったら議長が臨時会開くとかすればいい話であってということ。

阿部委員。

○阿部計一委員 「通年議会」と「専決処分」というのは私は別問題でないかなと。

「通年議会」も今の状況みても、だいたい年4回でやって、そういうふうな形で別に支障はないということで、「専決処分」については十二分に再検討する必要があるのではないかなと。

そういうことです。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 以前も「通年議会」ということでいろいろ議論があったときに、「一事不再議の原則」が適用されるとすると、通年議会のデメリットというのは大きいのではないかと。そのあたり理論的に今のところ整理されてない部分であるので、そのあたりが課題になってくるかな。

やはり臨時会など、あるいは緊急な対応ということを優先的にすればですね、通年議会などあまり必要性はないのかなという印象はあります。

○原口育大委員長 今、「一事不再議」についても、ちょっと心配されるところなんですけど、そこらへんありますか、資料として。

議会事務局長。

○議会事務局長（渚本幸男） このなかには「一事不再議」の部分も第8条で出ております。これも「一事不再議」というのが、いろんな解説を見るんですけど、結局は「事情変化」。事情に変化があれば「一事不再議」にはなりませんよという部分があるんです。この「事情変化」というのはどこまでが事情変化かという部分については、最終的には議会が判断するということなんです。解説に書いてあるのは。

白老町の運営上はそういうことで、「事情変化」で対応してると。今日出たものが明日というような極端な部分でなしに、そういうことで問題がないという対応をしているのかなど。

○原口育大委員長 今、出ている意見からしますと、通年議会にしなくても専決とかに充分配慮して運用すればいいのかなというような意見が多いように思うのですが。

いかがですか。

谷口委員。

○谷口博文委員 これ、4回の定例会で通年議会にしたところでよ、同じような議会運営なんよ。そのへんはどちらかといえば通年議会にしておいたって、ほんまに議員の出て行くのは今と同じように年4回で一般質問とかそのあたり通年議会でなかったって執行部のほうがよ、若干反対に嫌がるというだけの話であってよ、実際、通年議会いうたらいつも執行部が対応せざるを得ない状況になる。そのへんは今のよう分庁舎やったらこんなことはできへんねけど、議員としてはね、通年議会にしたところでまったく今の状況とあ

まり変わらないと思うんですわ。定例会というか、年4回の一般質問等々で、要はいつ、近々の対応でもすぐを取れると、そういうような状況で、僕はメリットのほうが多いと思いますよ。

○原口育大委員長 通年にしたほうがメリットが多いということですか。  
森上委員。

○森上祐治委員 ちょっとまた事務局にお尋ねしたいんですが、先ほど局長がこのメリット、デメリット、議会側と執行部側とはちょっと見解が違うとおっしゃったよね。執行部のほうはどういう見方しておるんですか、このメリット、デメリットというのは。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 聞いたことはございません。前のときも委員会のなかで、特別委員会を開いておるときに執行部のほうに出席を求めて、それで議論をしたことはあるんですけど。この件についてね。

正確なことはそのとき出たことはあまりなかったんですけど、やはり想像の範疇になるかもわかりませんが、先ほど言うておった「専決処分」。その部分でせざるを得んというような専決処分が年に何回か出てくると。その部分で結局、施行の日が決められているというところ、議会をすぐに招集できないという状況のなかで、専決処分というのはある意味おいといてほしいなという思いがあるんでないかなという想像ができるんです。

○原口育大委員長 特に多かったのが交通事故とかのことが多かったという経緯だけを考えればですね、事故起こるたびに、通年になっておったら、議会を開かないといけないという、逆に議会にとったら放っておくわけにいかないというふうなことが増えかなと思ったりもしますわね。

ただ「専決処分事項の指定」というか、執行部に対して今、うちの議会はそんな指定をしておるものはないと思うんですが、それで間違いないですか。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 今、言うてる専決は地方自治法の179条なんですけど、180条に議会のほうから、こういう件については執行部のほうへ報告でよろしいですよという事項を指定する。そういったことができるようになってます。

ただ、うちの場合はそれはございません。

○原口育大委員長        そんなことを踏まえますと、議長の臨時会の招集請求権みたいなものをしっかりと確認しておけば、もし打診があったときに、これやったら専決で対応してもらってもええかなと、あるいはこれはやっぱり臨時会を開かなあかんというようなことは、平成18年以降はできるようになっとるわけなんで、そこらへんしっかり確認しておけば、通年にする必要はないのかなと。

      うちの委員会の結論としては前期からの申し送りで、「今期、検討委員会で検討を行う」となっとるんですけども、私は必要ないのかなと思うんですがいかかでしょうか。

      （「異議なし」の声あり）

○原口育大委員長        よろしいですか。ではこの項目については、結果としては、どういうふうに書いたらいいのわかりませんが、検討はしないというか、そういうふうな結論でいきたいと思います。ただそれに代わる部分も専決に対することとかについては、しっかりとやるということが必要かなあというふうに思います。

      それでは次に「執行部の反問権の保障について」。体系表でいきますと、この前から番号ふってもらいました。体系表は縦長の細い表ですけど、1, 2, 3, 4という「検討項目」があって、「改革区分」「具体的取り組み」というふうに欄が分かれていますので、それですね、コード番号で、例えば「『検討項目』の1、『改革区分』の1、その『具体的な取り組み事項』としては3」ということで1-1-3で「執行部の反問権の保障」というふうに出てまいりますので、その部分を検討したいと思います。

      まず先日行った養父市のほうでは反問権を基本条例にうたっておりました。そのなかで栗山町も初めてうたったわけですけども、そこらへんの違いといいますか、若干、栗山町の反問権と養父市の反問権は違ったように思うんですが、そこらへんのことも踏まえて反問権について検討いただきたいというふうに思います。

      阿部委員。

○阿部計一委員        栗山町、私、視察に行ってきたんです。あそこも年間通じて1回ぐらいあったかないかというようなことで、この前の養父市の場合はぜんぜん見解が違うというか、反問というより議員の問題提起があやふやであるのを問いただすということが「反問」というような。

      私は基本的に執行部が「反問」という意味合いにおいては、あんまり好ましいことではないなと思います。ただ、議員があやふやな質問をしている場合に執行部が「それどういふことですか」というような、それはそんな権限を与える、与えないは別としてね、当然のことであって、そういう意味では「反問権」という問題提起はあんまり好ましくないな

あとという意見です。ただ問題でいろいろわからんところは議員に聞くことは当然であってやね、いちいち文章化する必要もないんでないかなと。

以上です。

○原口育大委員長 出していただいた資料のほうに参考として栗山町議会の基本条例と会議規則、それと養父市の基本条例が該当規定等の欄に載ってますので、それを見ながら解釈の違いがあると思うんで、議論いただけたらと思います。

森上委員。

○森上祐治委員 阿部委員に質問するんでよろしいか。

栗山町議会に行かれたときに「年に1回か2回か」。具体的に覚えてますか、どんな内容で。

○阿部計一委員 覚えてないなあ。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 実質やりとりしておってですね、「そんなことできると思いますか」とか「財源はどうするんですか」とか、たまに僕も質問しておって市長から反問されることもあったりして、「それはこうです」ってぐらいのことは言う。

国会なんかでもそういう議論はよくあるんですけども、明確な「反問権」というような記述をするのか、実質、今やっていることについて、議論を深めるということできやりとりをするという場面は現実にあるのかなと。そのときに議会の議員のほうから「執行部は反問権もないのにそんなことを言うのはおかしい」みたいなね、そういう話が時折あるかと思うんですけども、そのあたり議論を深めるというか、どれだけ議論が煮詰まっているのかということを見るうえで、こういうこともあっていいのかなという印象はあるんですが。

ただ全般的に見て、やはり一議員と執行部全体とを見たときにですね、やはり議員の持っている資料というのも乏しい部分はあるわけで、一方的に議員のほうがりこめられてしまうみたいなね、そんな場面というのが出てくる可能性もなきにしもあらずという印象がありますけども。

そのあたりがこの問題考えていくうえでひとつのポイントかなというふうに思いますが。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今の蛭子委員のお話聞いて、もうひとつ「反問権」の内容というのが

ね、具体的にイメージしにくいんですが。

例えば、我々議員提案としますよね、何か頭上で作ったり。そういうことに対して執行部が、執行部にちょっと都合の悪いことやったら反動的な反論をするのが「反問」なのか、今、蛭子委員がおっしゃったように、例えば質疑のなかでね、質疑というか「そんなん、あんた財政の裏づけあるんか」というようなことは、こっちが何か具体的に提案しておかないとそんな意見出てこないわな。というのは議員提案の、一般質問しておるなかでだったらあんまりそういうのは、反問っていうのはやっぱりあるんですかな。

○原口育大委員長　　これですね、今テーマにあがっておるのは、本会議での「反問権」の話になっておるんですよね。栗山の場合は本会議及び常任委員会、特別委員会で「反問権」いうふうになってます。養父も常任委員会、特別委員会で、両方なっとるわけですね。ただ、委員会と本会議とは若干違うのかなというふうな感じはひとつもつとるんですけど。だからうちの場合、仕分けは本会議いうことであがると思うんで、本会議で反問権を行使するといったら、どんな場面があるのかなあと思うんですけどね。

もちろん説明を分かりやすく、説明を問い直すというのは「反問権」ではないと思うんでね。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　例えば「国保税をもうちょっと下げられるんじゃないか」と「努力が足らんじゃないか」と質問するでしょ。「財源はどこにあるんですか」と執行部のほうからね。こういうやりとりを指して「反問権」と。執行部からね「議員、そうおっしゃいますけど、財源はどこにあるんですか」と問いかけを議員にするというふうな。これを「執行部の反問権」というふうに理解しとるわけでも。

政策上の問題で一般質問を本会議でやったり、常任委員会でやったりするわけですけども、そういうようなことは今まではあんまり。通常はない話やと。これまではね。

ただ、議論を深める。議員もただ聞くだけでなく、政策提案能力をもっと向上させるっていうのが今求められている議会の姿やと。ただ尋ねる。「どうなってますか、ああそうですか」という議論じゃなくて、具体的な政策提案をして、その裏づけをもってやる。

政策提案能力を議員は資質向上の課題としてもつべきやということを言われてますよね。だから執行部が反問権を行使して、駆使してやってきたときに、それを切り返せるだけの議員としての力量が今、求められているのではないのかという問題意識から「反問権」ということが出てきているんじゃないのかなと思うんです。だからある意味で積極的な内容をもっている建設的な提案能力、政策立案能力といいますかね、この議会のやりとりも求められている部分でないのかというふうに思うんですけども。そういう角度から見た場合ね、反問権というのを持っておったほうが議員としての資質向上にも役に立つ部分もあ

るのかなと。

しかしそうは言っても今の議会と議員の持っている情報力というか、これはやっぱり限定されたものであるんで、やっぱり難しい側面があると。聞かれたときに切り返すだけのものが本当に、一地方議員でね、もてるかどうかという、そういう部分があるかなあと。そのあたりが悩ましいところではあるなど。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、蛭子委員、縷々ご説明いただいたんですが、私もちょっと勉強して、だいたい基本的にはそういう観点で学者なんか、江藤さんとかかな、書いておるものな。要するに議会の力量をつけるために、議会での執行部との緊張関係を高めてですね、議員個々の力量を高めるためにこういう反問権はあるんだぞということを書いてあるのはわかるんですが、こういう反問権云々といわれながら全国的に今、見渡してみたら、私の持っている参考書的なものでもあんまり大きく書いてないわけよな。ちょろっと書いてあるぐらいで。というのはあんまり広がってないのかなと、全国的な議会で。そのへんは事務局、どないですかね。やっぱり今、蛭子委員おっしゃったみたいに難しいんですかね。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） まだまだ全国的にも議会基本条例を制定しているというのはまだ少数です。そのなかでも、議会基本条例のなかに「反問権」をうたわれとるというのも非常に重要な部分ですんで、基本条例を置いておるところはほとんど「反問権」、養父市と栗山町と表現が違う部分ありますけど、だいたい入っておると。入ってないところもあります。「反問権」を付与してない基本条例の事例もあります。

兵庫県下でもまだ、今現在29市あって、3市が基本条例を置いていると。それぞれ「反問権」いうのがあったように思います。「議長の許可を得て」というようなこともあるかと思うんですけど、まだまだ少数なんですけど、今後だんだんこの部分を制定するところが増えてくるのかなというように思っております。今、少ないですけど、これから。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今の局長のご説明では、今基本条例を作っている市議会というのは少数、これはわかるわ。けどもその少数のなかで基本条例を作っている市議会はだいたい「反問権」をなんらの形で保障していると。ただ内容によっては養父市のはあってもない

ような同じような感じがするんですが。栗山町の場合は、さっき蛭子委員が説明しよったような観点での執行部からの反問を保障しているというようなことで、何らかの形でいたい入れておるんだったら、今日結論は別にしてやで、我々それなりに、こういう統計的な観点というのは無責任かもわからないけども、ほうぼうやっておるんだったら、我々もうちょっと議論を深めてやね、この「反問権」っていうのを考えていくべき違うかなという感じもしないでもないんですが。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 「反問権」を付与することによって、専門的な知識を持っておる執行部側が本当に有利な状況になってくるわけですね。実際、蛭子委員がいちばん困るんでないかなと思うねんけど。反問権与えたら。

要は、まだ僕は時期がちょっと早いんでないかなと。やっぱり専門的な執行部に反問権と与えるということは議員がそれだけの、蛭子委員も先ほど言うておったように専門的な知識の分野で質問しておったって「財源はどうするのや」とか「今後の財政健全化はどうするんや」ということをよ、執行部側に聞かれたら我々それだけの材料ありませんわ。

このへんはもう少し慎重に「反問権」に対してはもっともっと議論すべきやと私は思いますわ。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 確かに議員の資質の向上という意味ではそのとおりやと思います。

ただ、時間の制約があるわけよな。それと一般質問でいう場合、自分も勉強しておるし、それは反論してきてもね、例えばさっきの国保税の問題にしても「財源はどうするんだ」「それはこっちからこうしたらいいじゃないか」、そんなことはやりとりできると思うんです。私らでも「〇〇をやってくれや」と。「財源がない。財源どないするのや」「こっちからこっちへ転がす」ということを、まあ言えばたちごっこになってしまっただけ、時間的な制約のなかではなかなか難しいんでないかと思うんですわ。

確かにそういうことによって議員も勉強するし、資質は上がっていくことは確かやけども、ただ時間的なことをね、反論してきたら、またこちらも反論するといったことで。そのへんをどう解決していくかということが大きな問題やと思うんでね、まだまだ「反問権」というのは時期早尚ではないかと思ったりしますけども。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 財源論とかいうのはやはりね、政策として執行部の考えている財源と、議員が考えている財源とは開きがあると思うんですね。そこをぶつけ合うというのが、意味のあることだと思うんですよ。無責任な発言やないんやと。こういう根拠を持って質問してるんやということで臨むというのが議員として今、求められていることであろうと。

確かにいろいろとやりとりするなかで、材料が足りないという部分は議員のなかで出てくるかもわからんですけども、しかしそういう訓練を積み重ねて、議員としての能力向上っていうことも得られるのかなということもあるんですけども。

とらまえかたが若干、ハードル高いなという印象も持つ議員もおられるかとは思いますが、これは今後の大きな課題という設定でもいいのかなと。養父なんかはだからはっきりと、いわゆる一般的に言われている「反問権」ではない。

養父オリジナルの「反問権」というのを設定しているようなので、そういう考え方もありうるということ。

○原口育大委員長 養父の場合も、「議員の質問等に対し、論点を分かりやすくするため問いただすことができる」となってるんで、論点という部分でいけば財源みたいな部分も含まれるとは思いますが、単に「今、聞き取れなかった」とかいう意味ではないと思うんやけど。

そこらへんも含めてですね、新しい委員も入ってきたなかでもう1回検討するということで。今日はですね、結論まで行かないので継続したいと。それと委員会等の「反問権」いう話も絡んでくるかと思うんで、そういうことも考えたいと思います。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 具体的に「反問権」というのはどういうふうな形で今まで使われてるかみたいなのもきちっと仕分けしないと、今、皆さん方話するだけでも「反問権」のとらえ方がぜんぜん違うし、考え方も違いますんで、ただこれだけを「反問権」という形で項目に入れてしまうと、一人ひとりのとらえ方が違うかって、また執行部もまたとらえ方が違うかって、「『反問権』あるやないか」という形になっても困るんで、一度「反問権」というて项目的にね、だいたいこういう内容で使われたとか、いちおう皆さん方で同じ共通点、この「反問権」とはこういうものやいうのを理解したうえで話が大事やと思いますので、またおいおい審議するうえで、いっぺん具体例みたいなを出していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○原口育大委員長 栗山とか先進事例のなかで、そんなにたくさんないと思うんで、ピックアップして次の委員会等で検討したいというふうに思います。

それでは次に「議員間の自由討議」。コード番号でいいますと1-1-4ということにな

るんですけども、横長の資料のほうでも「議員間の自由討議」、本会議ですけども、これについては参考として、栗山町と伊賀市の基本条例を出しております。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　この「自由討議」のとらえ方なんですけども、今、討論やってますよね。賛成討論に対して反対討論、反対討論に対して賛成討論。これはやればやるだけ限りなく続くというような、そんなところもあると思うんですね。本会議のなかでは。

常任委員会でも議員間の討論というのも、これはお互い平行線になってしまえば、これはなかなか近づくというのは難しい問題もあるのかなと。

ただその心配するのは、本来やっぱり委員会としての、議員としての考え方というのは、やっぱり市政に対してのチェック機能であったりですね、政策提案だったりするわけですよ。

議員というのは会派で構成されていると。ですからその考え方でいえば政策調整っていうのは会派でやるような話で、最終的に提案に対して、議員提案でやる議案に対しての討論であったり、執行部が提案してくる条例や予算に対しての討論であったりするわけですけども、今の議会の役割、あり方からすると「自由討論」っていうのはなかなか馴染まないような。延々と続くという。そのあたり、かなり具体化は難しいのではないかなという印象がありますが。

○原口育大委員長　「自由討議」については体系表の中では、委員会の中での「自由討議」、本会議の中の「自由討議」ということで、もう一回あとでも出てくるんですけども、とりあえず今日は本会議の運営の中での「自由討議」ということにあげております。今、延々と続くんでないかというふうなことで難しいかなという意見が出てますが。

いかがですか。

森上委員。

○森上祐治委員　私、この「自由討議」というのは、ある意味で議会として大事なことやと思うんですよ。というのは組織というか、議会というのはひとつの組織だからね、だから学校なんかでも、学校現場でも職員会議があって、あるいは職員研修があって、そこは自由にいろいろな意見を言い合うんですよ。充分言い合ったあとで、ひとつの方向を出していくと。

ところが私、議会へ来て、執行部と議員の質疑応答だけで、例えばこの問題について、今、新庁舎建設調査特別委員会、開いてますよね。この委員会でもそうですが。やっぱりこういう委員会の中でフリー討議的なものを大事にしたら、お互いの認識力も高まってくるし、例えばアメリカなんか公聴会っていうのが、テレビなんかでもたまに出てきますよ

ね。議員同士が意見を言い合いしよるといようなね。ああいう場が日本の地方議会では見られないと。全協ではありますけどね。

だから委員会でもちょっと、そういう時間無制限じゃなしに、そのへん委員長なりの裁量でやね、「今から20分なら20分、時間を決めてフリー討議やります。採決の前に」といような形でやったら、執行部に対して質問しよった人に真意についても横から質問したりできるしね。そのへんは考えていく余地というか必要があるん違うかなと。

むしろ委員会なんかでね、日常的にそんな形ができていったら、もうちょっと勉強できるのになという感じがいたします。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 局長、議員必携等を見よると、これ私の勘違いかもしれんけど、議員は執行部相手に政策のこと、いろいろやりますわね。それに対して議員が、言よる議員に対して質問したりすること自体は、これは認められてないの違いますか。私、そんなふうに解釈しておるんですけども。そんなことはないですか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 「討議」のなかには討論的な賛成の立場から言う人もおれば反対の立場から言う、そういう「討議」もあると思うんですけど、とりあえずは「自由討議」ということで、考え方なりを、いろんな再発見することもあるだろうし、その「討議」のなかで議論が深まっていくという、その部分なんで、質疑でもない、討論でもないといふなかでの「討議」ということやと思うんです。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私も委員長の経験あるんやけど、私はそういう解釈で、議員同士でそういうことは具合が悪いということで発言を持ち越しさせて進行した例があるんやけどな、そのへんが何かすっきりしないんだけど。それは自治法的には別に。議員がフリートークでやることは自由だろうけど、執行部に言ってることに対して他の議員が「そりゃあ、阿部さん違うぞ」とか言うようなことは、これはやっぱり具合が悪いんと違うかな。どうですか。

○原口育大委員長 全協のときも若干そういう心配を述べられた議員がおったんですけど、そこらへん今、阿部委員おっしゃったことについてはどうですか。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 一議員を非難するような、そういった部分は当然だめと。それで当然、運営のなかでは委員会であったり、本会議であったりということで、議長あるいは委員長の許可がなければ発言できないのは当然、そういう運営の仕方になると思います。あちこちから意見が複数で出てくるやというような運用はできないと思いますんで、本会議であれば議長の許可を得て、それで発言をしていくということになろうと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 審査をして議決しますよね、委員会で。そのときに例えば、この議案をどうするかということで、賛成、反対、あるいは継続審査せんかとか、これはやっぱり問題あるからもうちょっと議論したらどうかとか、こういう話を議員間でするっていうことは大事だと思うんですよ。条例にしても予算にしてもですね、そのものについての経過であったり、内容であったりの説明は、これは質問のなかでどんどん掘り下げていくわけですよ。

人形会館、屋根瓦の問題なんかもですよ、これはこんな問題あるから一回、委員だけでもうちょっと取り扱いを相談せんかとか、白黒だけの問題やなくて、もう少し改良加えられへんかとか、こういった調整を議員間で討議するっていうのは意味のあることやと思うんですね。

そういう意味でのフリートーク、自由討議っていうのは大事かと思うんですよ。ただそれに対して賛成か反対かばかりのことを討議するということであつたらあまり生産的でないのかなと。そんなふう思うんですけど。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 むしろ私は、今、蛭子委員おっしゃってるような、それは会派同士とかね、議員として調整がそりゃ必要。あくまでそれは調整であるし、私思うのは、だいたい私のイメージはこのフリー討議のイメージはね、さっき言ったように、当初予算でも委員会に付託されたアレについて採決する前にね、執行部に対する質疑応答があるじゃないですか。そのあとで「執行部ちょっと、席はずしてくれ」と。採決する前に委員同士で1時間なら1時間、今からフリー討議やって、お互いもうちょっと、質問しよった同士の意見を確かめたりやね、そういうことが必要なんかなと。ただ即採決やなしにね。誰か執行部に対して質問したことに横から「おまはん、変なこと言うな」とかいうような、そういうのはフリートークには値しない。

だから基本的にはひとつのことを、条例なり、あるいは予算なり、委員会で採決しているときにね、採決の前にお互い意見、率直な意見出し合おうやないかと。そのうえで委員会として責任もって採決しようやないかというような感じだったらね、これは意味があるなど。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 同じことを言ってるつもりなんですけどね。

採決に対して、反対か賛成かだけの、白黒だけのことやなくて、やっぱりこの問題点について、こういうことに問題点があるからもうちょっと議論せんかとか、今回は逃しとかんかとか、もうええやないかとかいうやりとりだけの話やと思うんですけど、その内容について執行部のものを深めるというかね、質疑で問題点を明確にするという対執行部とのやりとりっていうのを前段としてしっかりとやっておかないとあかんと思うんですよ。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 執行部はね、フリー討議するとき、執行部のおらんところでね、議員同士でやるほうが中身が深まるん違うかなという感じがするんやけど。するんだったら。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それもね、こういうやりとりやったら理想だと思うんですけども、そういう方向で議論が深まるということであれば、なんぼかのことでね、やってみてもいいのかなと思うんですけど。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 議員同士で調整って、当然、賛成、反対に対してやな、スタンスがよ、右と左とあったらよ、なんぼ話したところとかみ合えへんのよ。それを今、会派制で調整しながら、会派のなかで議論を交わし、しよるわけでしょ、今。僕はこの自由討論の意味がよくわからんねけど。

要は賛成と反対に関してはなんぼ議論したところでよ、口から泡飛ばして言い合いしたって絶対かみ合えへん。そういうことなんですわ。今も森上委員、お互い議員同士の討議をなさいというような話でしたでしょ。議員同士というのは同じような政策というかよ、同じような考えの方が寄って会派を組んでおるわけですわ。会派制というのは同じような政

策、同じような市の方向性、同じように協調できる人が会派を組んで今、やっておるわけでしょう。会派間で充分自由討論をし、我々の立場をアレしよるんでしょ。

自由討論、スタンスのまったく違う、右のスタンスと左のスタンスで話せえったってよ、それは喧嘩になるだけですわ。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 そのへんがね、例えば国会の与党と野党というような世界であればそういうことがいえると思うねんな。我々の、こういう南あわじ市のような地方議会というのは、基本的には会派ごとのスタンス云々、与党、野党でなしに。理想論から言よるねんで。書いてある本、私も勉強しよったら。「執行部対議会」という関係なんよな。だからこの前の養父市議会の水野委員長もおっしゃったわ。「執行部対議会ですよ」と。議長もおっしゃったわな。

だから会派によってこの問題はこうやという、当初から、例えばいわゆる与党、野党的な場合、始めからこれは賛成やというんでなしに、出てきたら委員会付託されて、委員は責任もって一生懸命そのテーマについて考えていかないかんしね。ただ数の論理でそういうふうを始めからやね、会派制で決まっとるんやったら議論なんか形式的なものになってしまうわけよな。だから中身を、議会として、お互い議員同士が、この問題、議論するなかでこんな問題点もほんまはあるんでないかいなと。けど基本的に賛成せな仕方ないなというようなことになってくる場合もあるしね。

いろいろな問題点が浮き上がってくる、議論してたらね。そういう意味で必要やないかなと。最終的には、そりゃまあいろいろね、会派的な側面もあるんやけども、ひとつひとつ決定していく過程を大事にするということでは必要なアレやな。

○原口育大委員長 ちょっと調べてみたんですけど、埼玉県所沢市議会のほうで、委員会の話なんですけど、「自由討議」というのを設けておって、これは討論の前に「自由討議」があるかどうかを確認して、あれば時間を取ってやってもらおうと。それであと採決に入っていくというふうなやり方をしておったんですよ。ひとつはそれはいい方法やなと思いました。

それともうひとつは会津若松市議会のほうに問い合わせたんですけど、そこは去年の6月から「議員間討議」というのを委員会のほうで試験的にやっておるというなかで、それはまず議案書が配布されて、招集まで1週間ぐらいあるんで、その間議員が個々に勉強すると。議会の招集日に今度、各常任委員会を開いてそのなかで論点抽出いきますか、そういう論点がありますかどうかということをも確認しておいて、それで常任委員会まで待たず、しばらく時間があるんで、今度その常任委員会の場で「自由討議」でやると。それ

については関連質疑的な意見交換であったり、「重層的質疑」って言ってましたけども、より深めていくための質疑をするんだという立場で議員間討議を実施しておるとというのが会津若松市のものでありました。それはやってみてよかったということで、1年ぐらいたったんで規則に盛り込もうかなというふうなお話でした。そのことによってですね、例えば少数意見がきちっと議事録に残るとか、あるいはもしかしたらその場で付帯決議の話が出るかもわからんとか、あるいは真っ向から政党間とかで対立しとる話もお互いにそういう場で発言することで、ある程度論点が整理できて、いがみ合いがなくなったというふう話も会津若松の場合は聞きました。

だからそういう意味では今、森上委員がおっしゃったように「自由討議」の時間というのをルールを作って設けることで、そういう議論を深めるという効果が充分あるのかなと。それと少数意見が議事録にもきちっと残っていくことになるんで、ある意味圧倒的に少数の意見であってもある程度残せるのかなというふうなことで、議会運営がスムーズに行くのかなというふうな感じは受けてます。

今、本会議と委員会ではだいぶ質が違うんで、今回は本会議ということになってますんで、次回以降また、「委員会での自由討議」という項目も出てきますんで、その時点でもう一回、新しい委員も入ったなかで、議論を深めたいなと思うので、今日のところはこの程度にしておきたいなと思います。

それでは最後に「議場へのパソコンの持ち込みについて」というのがあります。これについては該当規定と現状については、パソコンという部分については例えば「委員長の許可を得たときはこの限りでない」ということでいけば認めることができるのではないかなと思ったりします。

ちょっと調べてみると、登別市議会かなんかがもう取り入れてました。ただ、取り入れることについて、本会議なんか、委員会なんか、賛成、反対、いろんな意見があります。この前、全協で言ったときは、一般質問とかのプレゼンに使ったのは議事録が調製できないのでそれはだめですよというふうに思います。

ただ、答弁のなかで「どうしても資料を持ち合わせてない」という話が多かったので、であれば、それは庁内LANに繋がるのであれば、それは解消できる話かなとは思いました。ただ庁内LANにつなぐための環境整備ができてないという問題は大きくあると思います。個人的には委員会くらいでメモ代わりにパソコン持ち込んだら便利かなとは思ったりするんですけど。それもLANにつなぐというのは別問題でありますけども、そこらへんも含めて意見を伺っておきたいなと思うんですけども。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      例規集が今、CDになりましたよね。コピーとっておいたらそれで済む話かもわからないんですけども、議場内で例規集を確認しようとした場合いるのかなと

いうことを思ってるんですね。ただメモ代わりとか、それ以外の使い方というのはなかなか議場内では難しいかな。

自分が作った資料とか、そういうものをパソコンの中に入れておいて、それを見ながら質疑をするということは、これは使える者にとっては非常に便利なツールにはなると思うんですね。その差というのはかなり議員によって出てくるかなというふうに思います。

○原口育大委員長           あと意見どうですか。

谷口委員。

○谷口博文委員           私は議場に行ったら、誰が話しよったって一生懸命、真剣に聞けというような考えで、私自身はそういうスタンスでおるわけで、パソコンを持ち込みして、誰かのときにパソコンを利用してですよ、いろんな情報を取ったりとかいうのを、市民の目線から見て、果たして本当に議会の本会議場というのは、執行部側が今、委員長が言っておったように情報というか一台くらいは入っておって、瞬時に議員からの質問において検索できてすぐに答弁できるように対応するっていうのはいいけど、私自身としては議員たる者はやはり本会議場で、委員会は別として、とにかく人がそれぞれ議論交わしよるのを真摯に傍聴するいうか、十分に聞くという態度は議員としては当然のことだろうと。

そこへあえてパソコンを持ち込んだら、市民の目線として「あの議員はパソコンで何を見よるのやろか」とか、そういうように見られるのと、やはり常識、議場で誰かが話をしよってよ、そのやりとりを聞く。そのときにですよ、パソコンで何かを検索しよるということは、私は議場のなかでの行動として、議員としてあるまじき行為でないかという認識を持っています。

○原口育大委員長           森上委員。

○森上祐治委員           今の谷口委員の見解に私も基本的に賛成なんですけどね、私、質問したかったのは、今、携帯は持ち込んだらあかんのよな。ということはパソコンが良いのだったら、携帯も会議規則で直していかないといけないと思う。というのはこのごろは、私はよう使いませんが、携帯もパソコンの機能を充分果たすというね、そういうふうになってきておる。だからそのへん携帯でメモとかできるんだらう。私は知らんけど、今の若い者に聞いてたら。だからそういう形も考える必要があるのかなと。

やっぱり谷口委員の意見を聞いておってね、私、そのとおりにやと思いましたよ。私はこんなこと言えた義理ではないんですが、ちょこちょこ居眠りこいたりしますからね。でも国会で、委員会審議とかね、テレビで真剣に聞きよると。あれは非常に好感がもてますわ。あのとき今言ったようにパソコンしよったら、教育の基本はまずね、人権の基本はまず、

人の話を聞くことですから。そのへん議会も大事にせないかんのかなと。谷口委員の意見聞きながらね、改めて思いました。

○原口育大委員長　　だからそんなもんは事前に準備しておくもんやという意見、今おっしゃられたようなことで、かなりあるように思います。持ち込んで検索とかはすべきでないという意見も強いと思います。

○森上祐治委員　　まず聞かないかんということやな。そのへん強調してやね。事務的なことはそりゃあせないかんかもわからんけど、議場ではやっぱりアレやな。

○原口育大委員長　　そしたら「本会議の運営」の中での「議場へのパソコンの持ち込み」ですけど、今聞いた範囲では好ましくないという意見が多いんですけども。そこらへんは結論出してもよろしいか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　例規集ね、本来やったら議場に持って行って、常に見るものであるのかなと思うんですけどもね。それが現状では議場に持ち込むようなことはできないようになっていると。そのあたりどうなんですかね。何か工夫があるんかと思ったりもするんやけども。

別に例規集、持ち込まなくても事前に、確かにおっしゃるように例規集から必要な事項をプリントアウトして持っていったりするわけですけども。そのあたりが課題として今、ひょっとしたらあるんかなという思いを持っていますけども。

○原口育大委員長　　本会議レベルと委員会レベルいうのもあると思うんで。  
森上委員。

○森上祐治委員　　こういう情報社会でね、いわゆる情報機器が氾濫する時代になってます。子どもの世代からそうですよ。学校なんかでもいろんな形で情報機器が使われておる。けども一方では、今、どういうふうに関心されておるか。

さっき谷口委員がおっしゃったようなね、人間としてまず、誰かが話しよったら人の話をきちっと聞きなさいよと。それが今、教育界の大きなテーマで弱くなってる点なんですよ。だから議会というのは、お互いの人権を考える議論をする場でもありますから、そのへんのことを考えよったら、誰かが発言してますよ。そんなときには発言者に対して基本的に耳を傾けて、メモを見てやね、聞くということが大前提やと私は思いますなあ。すばらしい意見をおっしゃっていただいたと。やっぱりそれは議会でも大事にすべきやと思いま

すよ、私は。

○原口育大委員長        そしたらとりあえず今日はですね、「本会議の運営」の中での「議場へのパソコンの持ち込みについて」という部分でしたので、今日の雰囲気は好ましくないという雰囲気でした。結論ということやなしに、あと委員会の部分、新しいメンバー増えてまた委員会の方に移ったときは、もう一回くらいは話をしてみても結論を出したいということできたいなど。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員        さっき森上委員、ちょっと誤解されとるんかなあと思ったのは、議場に持っていけということを僕は言うておるんではなくて、例規集は、今CD-ROMということで印刷物はないでしょう。だからそれを例えば委員会室で確認をしたり、議場で確認したりすることは現状はできないんですよ。あと思ったときに取りに行くとか、なかったらそのままいくとか、いう話になるんで、そのあたりをどうしていくかっていうことが課題になるかな。議場なり、委員会室で例規集を議員が確認しようとしたときに今の状態ではできないなど。そこをどうカバーするか課題になるんじゃないかなということ発言したつもりなんですけどね。

おっしゃったように確かに人の話、言うてることを聞くためには非常に障害になる部分がありますので、その点についてはそのとおりでと思うんですけども。

○原口育大委員長        森上委員。

○森上祐治委員        映っとな、蛭子委員が質問しよるときにな、後ろで私、テレビによく映るんよ。一生懸命、こないしよったら「あいつ何しよるんよ。蛭子さん無視しとるな」印象を与えてしまうんよ。

○原口育大委員長        蛭子委員。

○蛭子智彦委員        そのことを言うてるんじゃないかと、例規集の取り扱い、委員会室や議場でどうするんかなというのが課題になってるなということ言うてるんです。

○原口育大委員長        それでは5番のその他ですけども、何かありますか。  
谷口委員。

○谷口博文委員        はっきりと9名という枠というか、できるだけ多くの、議員のやつし

ていただくのに、何らか議長、ええ方法、お願いいたします。

○原口育大委員長 議運委員長から報告のあったように追加募集してますんで、会派から出していただくということで、議長の指名で次回から参加していただくということです。  
議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） すみません。  
この間の養父市の視察の精算書のほう、お配りさせていただきます。

○原口育大委員長 議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） ちょっと簡単にですけども説明させていただきます。  
支払いした部分についての説明ですけれど、昼食代が1, 575円、運転手さんに10名で5,000円心づけをしております。一人500円の割りになっております。それから旅行傷害保険ということで一人200円の保険をかけております。トータルで一人につきまして2,275円の支出になっておりますが、日当がありますので差引させていただきますまして1,275円を5月分の報酬から引き去りさせていただくこととなります。よろしくお願いいたします。

○原口育大委員長 それでは次回開催の委員会についてですけれども、私としては5月のなかでできればまた2回くらい持ちたいというふうに思っております。

協議事項については今日と同じように体系表の上から順番にいきたいと思っておりますので、また通知でさせていただいて、できればそれに関する資料等がありましたら事前なりに提出をいただいといたらありがたいなというふうに思ってます。

あと淡路地区の議員研修会が4月27日あるわけですが、江藤先生が来られますのでぜひ参加をいただきたいなというふうに思っております。

他に何もないければ閉会をしたいんですが。よろしいですか。

では熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 今日は1時からの全員協議会に続いての議会改革特別委員会でしたけども、また今度からは新しく希望される方も来られるということで、また充実した内容にしていきたいと思えます。

今日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後 4時 2分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年4月21日

議会改革特別委員会

委員長 原 口 育 大